

石狩市監査委員公表第8号

監査結果に基づく措置通知事項の公表について

石狩市長から監査結果に基づく措置の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、その通知内容を別紙のとおり公表する。

令和7年12月25日

石狩市監査委員　及川　浩史

石狩市監査委員　日下部　勝義

通知内容の写しは監査事務局（市役所）に備え置きますので、閲覧を希望される方は申し出てください。

監査区分	監査対象部局	指摘事項	措置内容
令和7年度定期監査（前期）	建設部 都市整備課	競争入札参加資格者登録名簿に登録された支店ではなく、登録がない本社が入札に参加していた。	競争入札参加資格者名簿の登録において、支店と本社とは別の事業者であるという認識を徹底するとともに、課内で石狩市契約規則及び契約マニュアルに基づく適正な事務処理を行うよう確認した。今後、入札の執行にあたっては、複数の担当者で確認を行い、誤りがないか確認することにより、再発防止を図ることとした。